

パブリック・コメント手続（意見募集）

横須賀市地域防災計画(地震災害対策計画編)
の改訂について

意見募集期間

令和元年（2019年）

令和2年（2020年）

12月6日（金）～ 1月6日（月）

お問い合わせ先：横須賀市市長室危機管理課

電話046-822-9708（直通）

横 須 賀 市

パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

【意見募集にあたって】

1 経緯等

現行計画は、東日本大震災の教訓や市議会防災体制等整備特別委員会からの提言、国や県の動向を踏まえ、より実効性のある計画となるよう平成25年度に全面改訂を行い、その後、災害対策基本法改正に対応した改訂を平成26年度に行ったところです。

その後、国は平成29年8月に、東海地震の予知を前提とした対策について、「確度の高い地震の予測ができないのが現状である」という報告書を発表し、東海地震に関連する情報は発表されないこととなりました。

また、令和元年5月に南海トラフ地震防災対策推進基本計画が修正され、気象庁が南海トラフ地震に関連する情報を「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」として発表することになり、本市も計画上の対応が必要となりました。

それらを受け、今年度に予定されている神奈川県地域防災計画の改訂に合わせ、本市も改訂するため、その素案に対してご意見を伺うものです。

2 主な変更点

①地震被害想定の変更

平成27年3月に神奈川県が発表した地震被害想定調査報告書に基づき、被害想定を修正します。なお、南海トラフ地震対策も追加するため、南海トラフ巨大地震の被害想定も追加します。

②東海地震事前対策計画の削除と南海トラフ地震に関連する内容の追加

神奈川県地域防災計画の改訂に合わせ、現行の東海地震事前対策計画の内容を本編から削除し、新たに南海トラフ地震防災対策推進計画を追加します。

③文言修正

前回改訂以降の、災害対策基本法の改正や組織改正に伴う名称変更など、関連する事項について、記載内容を修正します。

なお、詳細については、新旧対照表（主な改訂箇所のみ記載されています）及び改訂素案でご確認ください。

3 今後のスケジュール

令和2年3月 横須賀市防災会議の開催・改訂案の承認を経て改訂完了

意見の提出方法

- 1 提出期間 令和元年（2019年）12月6日（金）から
令和2年（2020年）1月6日（月）まで
- 2 あて先 市長室危機管理課
- 3 提出方法
 - 書式は特に定めておりません。
 - 住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。
 - (1) （市内在勤の場合）勤務先名・所在地
 - (2) （市内在学の場合）学校名・所在地
 - (3) （市内に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項
 - (4) （当該意見募集案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項
 - 次のいずれかの方法により提出してください。
 - (1) 直接持ち込み
 - ・市長室危機管理課（横須賀市役所1号館4階）
 - ・市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階）
 - ・各行政センター
 - (2) 郵送
〒238-8550
横須賀市小川町11番地
横須賀市役所 市長室危機管理課
 - (3) ファクシミリ
046-827-3151
 - (4) 電子メール
ps-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答いたしませんので、予めご了承ください。
ご提出いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、とりまとめまして公表いたします。

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の構成

1 横須賀市地域防災計画の全体構成

横須賀市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、横須賀市防災会議が策定する計画であり、災害の種類に応じて「地震災害対策計画」、「風水害対策計画」、「都市災害対策計画」、「原子力災害対策計画」に区分し、4編で構成している。

また、各編に必要な資料を「資料編」として編集している。

第2節 横須賀市地域防災計画「地震災害対策計画編」の方針

2 計画の構成・内容

本計画は、地震災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、本市が行うべき各種対策を、「予防」「応急対策」「復旧・復興」の時系列ごとに配することにより、各部署の業務に応じた活動細部計画及び関係機関等の防災計画の策定、諸活動の実施等における基本体系となる構成になっている。

本計画の構成及び主な内容は次のとおり。

構成	主 な 内 容
第1部 総 則	本市に影響が懸念される地震及び被害想定、本市及び防災関係機関等が行うべき業務の大綱等
第2部 災害予防計画	被害を未然に防止又は最小限に止めるために、本市、防災関係機関、市民、事業者等が行うべき措置など
第3部 災害応急対策計画	地震発生直後から応急対策の終了に至るまでの間における、災害応急対策にかかわる体制・措置など
第4部 災害復旧・復興計画	市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧及び復興事業など
第5部 東海地震事前対策計画	東海地震に関する情報が発せられた場合に、本市、防災関係機関、市民、事業者等がとるべき措置など

第1部 総 則

第1章 計画の方針

第1節 計画の構成

1 横須賀市地域防災計画の全体構成

横須賀市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、横須賀市防災会議が策定する計画であり、災害の種類に応じて「地震災害対策計画」、「風水害対策計画」、「都市災害対策計画」、「原子力災害対策計画」に区分し、4編で構成している。

なお、災害対策基本法第42条の2の規定に基づき、**地区居住者等からその地区の特性に応じた地区防災計画の提案があった場合は、別に定める手続きにより必要と認められたものを、横須賀市地域防災計画に定めることとする。**

また、各編に必要な資料及び地区防災計画を「資料編」として編集している。

第2節 横須賀市地域防災計画「地震災害対策計画編」の方針

2 計画の構成・内容

本計画は、地震災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、本市が行うべき各種対策を、「予防」「応急対策」「復旧・復興」の時系列ごとに配することにより、各部署の業務に応じた活動細部計画及び関係機関等の防災計画の策定、諸活動の実施等における基本体系となる構成になっている。

本計画の構成及び主な内容は次のとおり。

構成	主 な 内 容
第1部 総 則	本市に影響が懸念される地震及び被害想定、本市及び防災関係機関等が行うべき業務の大綱等
第2部 災害予防計画	被害を未然に防止又は最小限に止めるために、本市、防災関係機関、市民、事業者等が行うべき措置など
第3部 災害応急対策計画	地震発生直後から応急対策の終了に至るまでの間における、災害応急対策にかかわる体制・措置など
第4部 災害復旧・復興計画	市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧及び復興事業など
第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進における、本市、防災関係機関、市民、事業者等がとるべき措置など

第2章 本市の概況

第1節 自然的条件

4 活断層

本市には、衣笠断層、北武断層、武山断層、の3つの活断層がある。
 衣笠断層の最新活動時期は約2,800年～1,400年前と考えられ、活動間隔は約12,000年～6,800年で、次の活動までには数千年以上の時間があると推定される。
 北武断層の最新活動時期は約1,500年～1,000年前と考えられ、活動間隔は約2,500年～1,000年で、次の活動が近い将来起こる可能性がある。
 武山断層帯の最新活動時期は、概ね2,200年～2,000年前と考えられ、活動間隔は約2,000年で、北武断層同様に次の活動が近い将来起こる可能性がある。

第2節 社会的条件

1 人口及び世帯

本市の人口は406,787人、世帯数は165,765世帯（平成27年1月1日現在-横須賀市推計人口）であり、平成5年頃をピークに徐々に減少傾向にある。
 人口集中地区は、東京湾沿いの追浜から衣笠、浦賀、北下浦に至る地域と、武、林の県道横須賀三崎線の両側から長井、長坂、佐島の相模湾沿いの地域の2地域で、本市人口の約95%がこの地区に居住している。

また、高齢化と核家族化（単身世帯の増加）が進行しており、特に高齢化の進行を反映して、65歳以上の単身世帯は単身世帯の40%を占めるに至っている。

2 土地利用

本市は軍港を中心に発展してきた歴史的経緯から、人口集中地区や交通基盤が東京湾側に集中している。

また、近年のまちづくりの進展により、郊外の丘陵上部や海岸部に住宅団地や大規模な新市街地が開発整備され、工業団地や農地などの土地利用が減少した。

現在の土地利用状況は、山林や農地が約38%、住宅用地が約25%、商業・工業等用地が約8%、道路・鉄道用地が約8%となっている。

第2章 本市の概況

第1節 自然的条件

4 活断層

本市には、三浦半島断層群において主部と呼ばれる2つの活断層がある。
 三浦半島断層群主部は、過去の活動時期の違いから、北側の衣笠・北武断層帯と南側の武山断層帯の二つに分けられる。
 衣笠・北武断層帯の最新活動時期は、6・7世紀であったと考えられ、信頼度は低いがその平均的な活動間隔は概ね1千9百年～4千9百年程度であった可能性がある。
 武山断層帯の最新活動時期は、概ね2千3百年前後、1千9百年以前であったと考えられ、その平均的な活動間隔は1千6百年～1千9百年程度であったと推定される。

第2節 社会的条件

1 人口及び世帯

本市の人口は 人、世帯数は 世帯（令和2年 月 1日現在 出典：横須賀市推計人口）であり、平成5年頃をピークに徐々に減少傾向にある。

人口集中地区は、東京湾沿いの追浜から衣笠、浦賀、北下浦に至る地域と、武、林の県道横須賀三崎線の両側から長井、長坂、佐島の相模湾沿いの地域の2地域で、本市人口の約95%がこの地区に居住している。

また、高齢化と核家族化（単身世帯の増加）が進行しており、特に高齢化の進行を反映して、高齢者比率は29.6%に至っている。（出典：国勢調査）

2 土地利用

本市は軍港を中心に発展してきた歴史的経緯から、人口集中地区や交通基盤が東京湾側に集中している。

また、近年のまちづくりの進展により、郊外の丘陵上部や海岸部に住宅団地や大規模な新市街地が開発整備され、工業団地や農地などの土地利用が減少した。

現在の土地利用状況は、山林や農地が約32%、住宅用地が約24%、商業・工業等用地が約8%、道路・鉄道用地が約10%となっている。（出典：都市計画基礎調査）

第3章 地震及び被害の想定

地震被害想定は、将来市域に発生することが予想される地震の特徴を過去の地震等から明らかにし、地震の発生時期、気象など一定条件下で、地勢、人口密度、土地利用の状況等を前提として被害の様相を想定するもので、震災の予防やその被害に応じた災害応急対策、復旧対策及び復興計画の検討をより効果的に進めることを目的とする。

本市では、平成21年度に神奈川県が実施した「神奈川県地震被害想定調査」の調査結果から、本市に直接の大きな影響を与える三浦半島断層群の地震、南関東地震、東海地震を想定地震とする。

第1節 想定地震

1 三浦半島断層群の地震

同断層帯を震源域とするマグニチュード7.2の地震で、本市における地震動は想定地震の中で最大の震度7である。

また、同断層群は、文部科学省地震調査研究推進本部の長期評価では、国内の主な活断層の中で、今後30年以内の地震発生の可能性が高いグループに属しているため、本計画において災害応急対策の対象地震としている。

2 南関東地震

相模トラフを震源域とするマグニチュード7.9の地震である。

1923年の大正関東地震の再来型で、今後100年から200年先には地震の発生の可能性が高いとされており、地震に強いまちづくりの長期的な目標を定める上での対象地震としている。

3 東海地震

駿河トラフを震源域とするマグニチュード8クラスの地震で、国の地震防災戦略に位置付けられている。

大規模地震対策特別措置法で地震発生の予知が可能とされており、その切迫性が指摘されているため、本計画では、第5部で東海地震に対する事前対策を計画している。

第3章 地震及び被害の想定

地震被害想定は、将来市域に発生することが予想される地震の特徴を過去の地震等から明らかにし、地震の発生時期、気象など一定条件下で、地勢、人口密度、土地利用の状況等を前提として被害の様相を想定するもので、震災の予防やその被害に応じた災害応急対策、復旧対策及び復興計画の検討をより効果的に進めることを目的とする。

本市では、平成25年度から平成26年度にかけて神奈川県が実施した「神奈川県地震被害想定調査」の調査結果から、本市に直接の大きな影響を与える三浦半島断層群の地震、大正型関東地震、南海トラフ巨大地震を想定地震とする。

第1節 想定地震

1 三浦半島断層群の地震

同断層帯を震源域とするモーメントマグニチュード7.0の地震である。

また、同断層群は、文部科学省地震調査研究推進本部の長期評価では、国内の主な活断層の中で、今後30年以内の地震発生の可能性が高いグループに属しているため、本計画において災害応急対策の対象地震としている。

2 大正型関東地震

相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.2の地震である。

1923年の大正関東地震を再現した地震で、国では長期的な防災・減災対策の対象としている。

3 南海トラフ巨大地震

南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0の地震である。

国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、本市は「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震に伴う津波に係る津波避難対策を強化すべき地域に指定されているため、本計画では、第5部で南海トラフ地震防災対策推進計画を定めている。

なお、地震の規模が大きく、長周期地震動による影響を考慮せざるを得ないものの、神奈川県については揺れによる被害が比較的小さくなっている。

第2節 被害の想定

1 設定条件

本計画においては、概ね全項目で被害が最大となり、各関係機関が初動体制を取りにくく、市街に滞留している人が多い、季節は冬、発生日時は平日の18時、風速・風向は近年の気象観測結果に基づき地域ごとの平均を想定条件としている。

(「平成21年度神奈川県地震被害想定調査」から抜粋)

2 想定地震別被害想定

上記設定条件における、本市に予想される被害概要は次のとおり。

(神奈川県地震被害想定 調査報告書(概要版))

Table with 5 columns: 種別, 項目, 単位, 三浦半島 断層群の地震, 南関東地震, 東海地震. Rows include 建物被害, 火災, 人的被害, 避難者, 帰宅困難者, エレベーター停止台数, ライフライン, 震災廃棄物.

(注) ゆれ・液状化による建物被害棟数には火災による焼失棟数も含まれるが、本表の建物被害棟数は火災重複分を処理した値である。

(注) 報告書(本編)における個別項目の被害想定数は、別々の計算法により算出されているため、「建物被害棟数(本編)」-「焼失棟数(本編)」=「建物被害棟数(概要版)」とはならない。

表中の避難者数は、建物被害による避難所避難者及び被災地外避難者に加え、ライフラインの途絶による影響を受ける者の合計数となっている。

第2節 被害の想定

1 設定条件

本計画においては、概ね全項目で被害が最大となり、各関係機関が初動体制を取りにくく、市街に滞留している人が多い、季節は冬、発生日時は平日の18時、風速・風向は近年の気象観測結果に基づき地域ごとの平均を想定条件としている。

(「平成26年度神奈川県地震被害想定調査報告書」から抜粋)

2 想定地震別被害想定

上記設定条件における、本市に予想される被害概要は次のとおり。

(神奈川県地震被害想定 調査報告書(概要版))

Table with 5 columns: 種別, 項目, 三浦半島 断層群の地震, 大正型 関東地震, 南海トラフ 巨大地震. Rows include モーメントマグニチュード, 最大震度, 最小震度, 人的被害, 建物被害, 火災, 被害, 自力脱出困難者(人), 避難者数, 帰宅困難者, エレベーター停止台数, ライフライン, 震災廃棄物.

(注) *わずが(計算上0.5以上10未満) 計算上0.5未満は0としている

第4章 市民、自主防災組織、事業者の役割

第1節 市民の役割

市民一人ひとりが「自分の身は、自分で守る。」との認識を持ち、建物の耐震化や不燃化、家具の転倒防止等に配慮するとともに、震災が発生した場合の救助・支援が実施されるまでの最低3日分の食糧や飲料水、その他生活用品などの備蓄に努めるとともに、万が一の避難の際に、非常食や飲料水、ラジオ、懐中電灯、携帯トイレ、医薬品などを持ち出す準備も整える。

また、地域の自主防災組織や行政が行う防災訓練や防災に関する行事に積極的に参加し、防災行動力を高めることが必要である。

第2節 自主防災組織の役割

地域の防災力を向上するには、地域住民同士の組織的な行動が何よりも効果的である。

そのため、災害時での助け合いを目的とする、地域の実情に即した自主防災組織を積極的に結成し、「自分たちのまちは、自分たちで守る。」との認識のもと地域住民が連帯感を持って主体的に参画できる防災協働体制の確立を図る必要がある。

さらに、災害による犠牲者をより少なくするために、高齢者や障害者等の災害時要援護者を地域ぐるみで守るよう努めることも必要である。

第3節 事業者の役割

事業者の役割として、従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を意識して、日頃から防災体制の整備や防災訓練の実施に努める。

併せて、震災時には帰宅困難が予想される従業員等を無理な帰宅をさせるのではなく、一定期間事業所内に留めておくなど、安全を確保するため非常食糧等の備蓄その他必要な措置を講ずるなど積極的に防災の推進を図ることが必要である。

また、より被害軽減を図るため、従業員一人ひとりが震災に関する知識や対応能力の習得に努めることが必要である。

第4章 市民、自主防災組織、事業者の役割

第1節 市民の役割

市民一人ひとりが「自分の身は、自分で守る。」との認識を持ち、建物の耐震化や不燃化、家具の転倒防止等に配慮するとともに、震災が発生した場合の救助・支援が実施されるまでの最低3日分、推奨1週間分の食料や飲料水、その他生活用品などの備蓄に努めることが必要である。

そして、万が一の避難に備え、非常食や飲料水、ラジオ、懐中電灯、携帯トイレ、医薬品などを持ち出す準備やベットとの同行避難に対する準備を整えることも必要である。

また、地域の自主防災組織や行政が行う防災訓練や防災に関する行事に積極的に参加し、習得した知識、技能等を地震発生時に発揮できるよう防災行動力を高めることが必要である。

第2節 自主防災組織の役割

地域の防災力を向上するには、地域住民同士の組織的な行動が何よりも効果的である。

そのため、災害時での助け合いを目的とする、地域の実情に即した自主防災組織を積極的に結成し、「自分たちのまちは、自分たちで守る。」との認識のもと地域住民が連帯感を持って主体的に参画できる防災協働体制の確立を図ることが必要である。

ついでには、自主防災訓練を自主防災指導員が中心に行い、定期的に防災用資機材の点検を行うなど、自主防災組織の活動を充実させることが必要である。

さらに、災害による犠牲者をより少なくするために、高齢者や障害者等の要配慮者を地域ぐるみで守るよう努めることも必要である。

第3節 事業者の役割

事業者の役割として、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を意識して、日頃から防災体制の整備や防災訓練の実施に努める。

併せて、震災時には帰宅困難が予想される従業員等を無理な帰宅をさせるのではなく、一定期間事業所内に留めておくなど、安全を確保するため非常食料等の備蓄その他必要な措置を講ずるなど積極的に防災の推進を図ることが必要である。

また、より被害軽減を図るため、従業員一人ひとりが震災に関する知識や対応能力の習得に努めることが必要である。

平成25年の災害対策基本法改正により、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、一定の地区内の居住者及び事業者は地区防災計画を作成し、市防災会議へ提案することが出来るようになった。市防災会議は、提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に定めるものとする。

現在、定められている地区防災計画は次のとおりである。

(令和2年3月現在、1地区)

「よこすか海辺ニュータウンソフィアステイシア地区防災計画」

第2部 災害予防計画

第1章 地震に強いまちづくりの推進

第2節 都市施設等の防災化の推進

8 新設

第2章 防災力強化の取り組み

第5節 防災備蓄の推進

1 防災備蓄の基本的方針

住宅を失った被災者等が避難所で一時的に生活するための食糧、生活関連物資や緊急活動のための資機材の備蓄を計画的に進める。

また、災害時は市場流通の混乱などから物資の入手困難が予想されるため、市民に対し支援物資が到着するまでの当面の間（最低3日分程度）の家庭内備蓄を呼び掛ける（第10章第2節「自助のための防災力の向上」による）。

第3章 避難所・避難地の整備

第2節 震災時避難所（指定避難所）

3 避難所運営体制の整備

(3) 新設

第2部 災害予防計画

第1章 地震に強いまちづくりの推進

第2節 都市施設等の防災化の推進

8 市街地開発事業の推進

主要な鉄道駅周辺や老朽建築物の密集した市街地については、市街地再開発事業や土地区画整理事業等により市街地の防災性を向上し、利便性が高く安全なまちづくりを推進する。

第2章 防災力強化の取り組み

第5節 防災備蓄の推進

1 防災備蓄の基本的方針

住宅を失った被災者等が避難所で一時的に生活するための食料、生活関連物資や緊急活動のための資機材の備蓄を計画的に進める。

また、災害時は市場流通の混乱などから物資の入手困難が予想されるため、市民に対し支援物資が到着するまでの当面の間（最低3日分、推奨1週間分）の家庭内備蓄を呼び掛ける（「第10章第2節 自助のための防災力の向上」による）。

第3章 避難所・避難地の整備

第2節 震災時避難所（指定避難所）

3 避難所運営体制の整備

(3) 避難所運営委員会活動費補助金の交付

避難所運営委員会の活動が円滑に行われるよう、会議に係る経費や避難所運営訓練における経費などに対し、補助金を交付する。

第3節 福祉避難所

福祉部は、特別な配慮を必要とする高齢者や障害者、妊産婦等、小学校等の通常の震災時避難所での生活が困難な人たちのための避難所・施設（以下、福祉避難所）を関係部局と連携し整備する。

1 福祉避難所の設置方針

震災後、できるだけ速やかに要援護者の障害特性等を踏まえた福祉避難所が開設できるよう、段階別、障害別等に避難所を定める。

種別	概要
一次福祉避難所	震災時避難所に指定された小中学校
二次福祉避難所	坂本コミュニケーションセンター(知的障害者) 池上市民プラザ(高齢者、身体障害者) 鴨居コミュニケーションセンター(高齢者、身体障害者) 療育相談センター(身体障害児、知的障害児) 県立岩戸養護学校(身体障害児、知的障害児) 筑波大学付属久里浜特別支援学校(身体障害児、知的障害児)
三次福祉避難所	協定による民間高齢者入所施設(ほぼ寝たきりの高齢者) 協定による民間障害者入所施設(ほぼ寝たきりの障害者) 協定による民間障害者通所施設(二次福祉避難所では対応が難しい障害者) 福祉援護センター第1・第2かがみ田苑(二次福祉避難所では対応が難しい障害者)

2 公共施設を利用した福祉避難所の指定

公共施設を利用した福祉避難所については、市民安全部が関係部局と事前調整の上指定し、福祉避難所として必要となる物資等について関係部局と連携し整備する。

3 社会福祉施設等との協力体制の構築

専門的なケアを要する障害者、高齢者等については、専門施設への緊急一時入所等の対応を行う必要がある。

福祉部は、市民安全部と事前調整の上、施設機能を低下させない範囲内でこれらの要援護者等の受入れのための協力体制を整備する。

第3節 福祉避難所

福祉部は、特別な配慮を必要とする高齢者や障害者、妊産婦等、小学校等の通常の震災時避難所での生活が困難な人たちのための避難所・施設（以下、福祉避難所）を関係部局と連携し整備する。

1 福祉避難所の設置方針

震災後、できるだけ速やかに要援護者の障害特性等を踏まえた福祉避難所が開設できるよう、段階別、障害別等に避難所を定める。

2 公共施設を利用した福祉避難所の指定

公共施設を利用した福祉避難所については、市民安全部が関係部局と事前調整の上指定し、福祉避難所として必要となる物資等について関係部局と連携し整備する。

3 社会福祉施設等との協力体制の構築

専門的なケアを要する障害者、高齢者等については、専門施設への緊急一時入所等の対応を行う必要がある。

福祉部は、市民安全部と事前調整の上、施設機能を低下させない範囲内でこれらの要援護者等の受入れのための協力体制を整備する。

第4章 帰宅困難者対策の推進

第2節 帰宅困難者一時滞在施設の整備

市民安全部は、鉄道駅周辺において帰宅困難者が発生した場合に備え、次の施設を一時滞在施設として施設管理者や事業者と調整を図り、備蓄物資を整備する。

一時滞在施設名	想定する主な対象駅
北体育会館	追浜駅、京急田浦駅
総合体育会館	横須賀中央駅、JR 衣笠駅
神奈川県立大学体育館	横須賀中央駅、横須賀駅
県立保健福祉大学体育館	横須賀中央駅、県立大学駅
南体育会館	京急久里浜駅、JR 久里浜駅
(株)横須賀テレコムリサーチパーク・YRP ホール	YRP 野比駅
ザ・タワー横須賀中央	横須賀中央駅、汐入駅、JR 横須賀駅
メルキュールホテル横須賀	汐入駅

第4章 帰宅困難者対策の推進

第2節 帰宅困難者一時滞在施設の整備

市長室は、鉄道駅周辺において帰宅困難者が発生した場合に備え、次の施設を一時滞在施設として施設管理者や事業者と調整を図り、備蓄物資を整備する。

また、一時滞在施設の整備について、公共施設や整備予定のある集客施設や市街地再開発事業による民間施設などの利用を検討する。

一時滞在施設名	想定する主な対象駅
北体育会館	追浜駅、京急田浦駅
総合体育会館	横須賀中央駅、JR 衣笠駅
神奈川県立大学体育館	横須賀中央駅、横須賀駅
県立保健福祉大学体育館	横須賀中央駅、県立大学駅
南体育会館	京急久里浜駅、JR 久里浜駅
(株)横須賀テレコムリサーチパーク・YRP ホール	YRP 野比駅
ザ・タワー横須賀中央	横須賀中央駅、汐入駅、JR 横須賀駅
メルキュールホテル横須賀	汐入駅
関東財務局横須賀出張所 横須賀地方合同庁舎	横須賀中央駅、汐入駅、 横須賀駅

第5章 応援・協力体制の整備

第1節 応援の要請・受入れ体制の整備

1 応援の要請及び受入れ体制の整備

大規模災害時には、被害の大きさによっては一自治体の防災体制のみでは、対応が困難となるため、他自治体や自衛隊をはじめとした防災関係機関に対し、応援要請を行うことが必要となる。

このため、関係部局は地震災害時の応援要請・受入れが円滑に行えるよう県地域防災計画及び国の首都直下地震応急対策活動要領等に基づき体制の確立を図る。

第6章 災害医療・防疫体制等の強化

第1節 災害医療体制の整備

1 災害時における医療活動場所の確保

震災時における迅速かつ円滑な医療活動の実施のため、次のとおり医療活動拠点等を定める。

種別	機能概要	設置場所
地域医療 救護所	震度6弱以上の震災時又は設置が必要と判断した場合に開設 トリアージ 熱傷、骨折、創傷、打撲等の外傷的負傷者の内、軽・中等傷者に対する応急手当	救急医療センター ウエルシティ市民プラザ 武山市民プラザ 横須賀総合高校 北図書館 三春コミュニティセンター はまゆう会館 浦賀コミュニティセンター(分館) 北下浦市民プラザ
応急 二次病院	被災者のうち、重傷者(妊婦を含む)を収容して、応急二次医療救護を実施する(災害拠点病院を除く)	湘南病院 横須賀共済病院分院 自衛隊横須賀病院 聖ヨゼフ病院 うわまち病院 衣笠病院 浦賀病院 久里浜医療センター

第5章 応援・協力体制の整備

第1節 応援の要請・受入れ体制の整備

1 応援の要請及び受入れ体制の整備

大規模災害時には、被害の大きさによっては一自治体の防災体制のみでは、対応が困難となるため、他自治体や自衛隊をはじめとした防災関係機関に対し、応援要請を行うことが必要となる。

このため、関係部局は地震災害時の応援要請・受入れが円滑に行えるよう県地域防災計画及び国の首都直下地震応急対策活動要領等に基づき体制の確立を図る。

また、国の被災市区町村**応援職員確保システム**についても、活用を検討する。

第6章 災害医療・防疫体制等の強化

第1節 災害医療体制の整備

1 災害時における医療活動場所の確保

震災時における迅速かつ円滑な医療活動の実施のため、次のとおり医療活動拠点等を定める。

種別	機能概要	設置場所
地域医療 救護所	震度6弱以上の震災時又は設置が必要と判断した場合に開設 トリアージ 熱傷、骨折、創傷、打撲等の外傷的負傷者のうち、軽・中等傷者に対する応急手当	救急医療センター ウエルシティ市民プラザ 武山市民プラザ 横須賀総合高校 北図書館 文化会館 はまゆう会館 浦賀コミュニティセンター(分館) 長井コミュニティセンター 北下浦市民プラザ 大楠中学校
応急 二次病院	被災者のうち、重傷者(妊婦を含む)を収容して、応急二次医療救護を実施する(災害拠点病院を除く)	湘南病院 自衛隊横須賀病院 聖ヨゼフ病院 うわまち病院 衣笠病院 よこすか浦賀病院 久里浜医療センター

改訂前

2 医療活動体制の整備
 (4) 応急救護所及び地域医療救護所等における基本的な備蓄資機材等

備蓄場所	備蓄資機材
応急救護所	止血用品、副木などの衛生材料
地域医療救護所	内服薬、注射薬、外用薬、消毒薬 衛生材料、縫合キット 毛布、簡易ベッド 非常用ガス発電機、投光器 飲料水 携帯トイレ
保健所	内服薬(保健所のみ)、注射薬、外用薬、消毒薬 衛生材料、縫合キット
健康福祉センター	
薬事センター	
日の出防災資機材倉庫	
注射薬、外用薬、消毒薬	

改訂後

2 医療活動体制の整備
 (4) 応急救護所及び地域医療救護所等における基本的な備蓄資機材等

備蓄場所	備蓄資機材
応急救護所	止血用品、副木などの衛生材料
地域医療救護所	内服薬、注射薬、外用薬、消毒薬 衛生材料、縫合キット 毛布、簡易ベッド 非常用ガス発電機、投光器 飲料水、非常食 携帯トイレ
保健所	内服薬(保健所のみ)、注射薬、外用薬、消毒薬 衛生材料、縫合キット
健康福祉センター	
薬事センター	
市立看護専門学校	

第9章 災害対応組織の整備

第2節 災害に対する組織体制

2 配備指令の発令基準等

2 配備指令の発令基準等

災害警戒本部及び災害対策本部は、次の配備指令発令基準に該当する事象が発生した場合は自動設置とし全部局配備とする。

設置組織	配備指令	基準	配備部局
災害警戒本部	警戒配備	気象庁が本市で震度4の揺れを観測したと発表した場合 気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波注意報を発表した場合() 気象庁が東海地震に関連する調査情報(臨時)()又は東海地震注意情報を発表した場合	全部局()
	1号配備	気象庁が本市で震度5弱の揺れを観測したと発表した場合 気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波警報を発表した場合	全部局
	2号配備	気象庁が本市で震度5強の揺れを観測したと発表した場合 気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に大津波警報(特別警報)を発表した場合 気象庁が東海地震予知情報を発表(内閣総理大臣が警戒宣言を発令)した場合	
3号配備	気象庁が本市で震度6弱以上の揺れを観測したと発表した場合		

津波注意報及び東海地震に関連する調査情報(臨時)の内容によっては、市民安全部のみ又は市民安全部と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

第9章 災害対応組織の整備

第2節 災害に対する組織体制

2 配備指令の発令基準等

災害警戒本部及び災害対策本部は、次の配備指令発令基準に該当する事象が発生した場合は自動設置とし全部局配備とする。

設置組織	配備指令	基準	配備部局
災害警戒本部	警戒配備	気象庁が本市で震度4の揺れを観測したと発表した場合 気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波注意報を発表した場合 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)(1)を発表した場合(2)	全部局(1)
	1号配備	気象庁が本市で震度5弱の揺れを観測したと発表した場合 気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波警報を発表した場合	全部局
	2号配備	気象庁が本市で震度5強の揺れを観測したと発表した場合 気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に大津波警報(特別警報)を発表した場合 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表した場合	
3号配備	気象庁が本市で震度6弱以上の揺れを観測したと発表した場合		

1 津波注意報及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容によっては、市長室のみ又は市長室と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の統報として、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を発表した場合は、災害対策本部体制を維持する。

第10章 災害に強い人づくりの推進

第1節 防災意識の普及啓発

4 市民防災センター「あんしんかん」の活用

防災対策・減災対策を推進させるためには、防災関係機関の対応能力の向上はもとより、日頃から市民の防災知識や自助精神も養う必要がある。
そのため、防災学習施設である市民防災センター「あんしんかん」での地震体験や火災・煙体験、また、町内会や学校へ防災資料を貸し出すことなどにより幅広い年齢層の防災知識等の普及に努める。

第2節 自助のための防災力の向上

1 市民がとるべき措置

地震による被害を最小限にとどめるため、市民一人ひとりが日頃から努めるべき事項を次に示す。

項目	概要
市民が取るべき措置	防災知識の向上 地域で行う防災訓練への積極的な参加 出火防止措置の推進、消火器などの消火用具の備え付け 建物の耐震化、家具類の転倒防止、備品等の落下防止措置 ガラス等の飛散防止措置 危険なブロック塀などの改善 自宅等で避難生活をおくるための最低3日分の食糧や飲料水、携帯トイレ、その他生活用品などの非常用備蓄品の準備 発災時に持ち出す非常食や飲料水、ラジオ、懐中電灯、医薬品などの非常用持ち出し品の準備 発災時における家族の役割分担、連絡方法、避難場所の確認などの話合い

2 市民が行う備蓄

(1) 非常用備蓄品

自宅等で避難生活を送る上で必要な物品であり、最低3日間を自足するための分量を備える。持ち出すには重いものや、すぐに必要とならないものは、自宅や物置などに保管する。

第10章 災害に強い人づくりの推進

第1節 防災意識の普及啓発

4 起震車の活用

防災対策・減災対策を推進させるためには、防災関係機関の対応能力の向上はもとより、日頃から市民の防災知識や自助精神も養う必要がある。
そのため、起震車での地震体験を通して、地震発生時の身の守り方など、防災知識等の普及に努める。

第2節 自助のための防災力の向上

1 市民がとるべき措置

地震による被害を最小限にとどめるため、市民一人ひとりが日頃から努めるべき事項を次に示す。

項目	概要
市民が取るべき措置	防災知識の向上 地域で行う防災訓練への積極的な参加 出火防止措置の推進、消火器などの消火用具の備え付け 建物の耐震化、家具類の転倒防止、備品等の落下防止措置 ガラス等の飛散防止措置 危険なブロック塀などの改善 自宅等で避難生活をおくるための最低3日分、推奨1週間分の食料や飲料水、携帯トイレ、その他生活用品などの非常用備蓄品の準備 発災時に持ち出す非常食や飲料水、ラジオ、懐中電灯、医薬品などの非常用持ち出し品の準備 発災時における家族の役割分担、連絡方法、避難ルールの取り決め、避難場所の確認などの話合い

2 市民が行う備蓄

(1) 非常用備蓄品

自宅等で避難生活を送る上で必要な物品であり、最低3日間、推奨1週間を自足するための分量を備える。持ち出すには重いものや、すぐに必要とならないものは、自宅や物置などに保管する。

第11章 災害に強い地域づくりの推進

第3節 災害時要援護者対策の推進

関係部局は、状況判断による避難行動が難しく、避難生活に支障が予想される寝たきりや認知症の高齢者や障害者の方及びその家族、地域住民が安心して生活することができるよう要援護者対策を推進する。

1 災害時要援護者の種類

震災時における災害時要援護者（以下、要援護者）の分類としては、「横須賀市災害時要援護者支援プラン」を基本として、次のとおり分類する。

分類	対象者
高齢者	本市にひとり暮らし高齢者登録をしている人 要介護3以上の人 その他上記に準ずる人
障害者（児）	身体障害者（児） 知的障害者（児） 精神障害者（児） その他上記に準ずる人
児童	乳幼児 小学校低学年
負傷者・病弱者	傷病を負っている人
その他	妊婦、外国人など

第11章 災害に強い地域づくりの推進

第3節 要配慮者対策の推進

関係部局は、状況判断による避難行動が難しく、避難生活に支障が予想される寝たきりや認知症の高齢者や障害者の方及びその家族、地域住民が安心して生活することができるよう要配慮者対策を推進する。

1 要配慮者の範囲

震災時における要配慮者の範囲は、「横須賀市災害時要援護者支援プラン」（ ）を基本として、次のとおりとする。

分類	対象者
高齢者	本市にひとり暮らし高齢者登録をしている人 要介護3以上の人 その他上記に準ずる人
障害者（児）	身体障害者（児） 知的障害者（児） 精神障害者（児） その他上記に準ずる人
児童	乳幼児 小学校低学年
負傷者・病弱者	傷病を負っている人
その他	妊婦、外国人など

（ ）本市では、平成20年度に「横須賀市災害時要援護者支援プラン」を策定し、現在も運用しているため、「災害時要援護者支援プラン」と「災害時要援護者名簿」の用語は、そのまま用いる。

第3部 災害応急対策計画

第2章 災害対応組織の設置

第1節 震災発生時の配備指令の発令

本市域に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市長等は配備指令を発令する。

配備指令は、「警戒配備」、「災害対策本部1号配備」、「災害対策本部2号配備」、「災害対策本部3号配備」に区分され、各対策部(部局)はその発令に応じた災害活動組織を設置し、応急対策を実施する。

設置組織	配備指令	基準	配備部局
災害警戒本部	警戒配備	気象庁が本市で震度4の揺れを観測したと発表した場合 気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波注意報を発表した場合() 気象庁が東海地震に関連する調査情報(臨時)()又は東海地震注意情報を発表した場合	全部局()
	1号配備	気象庁が本市で震度5弱の揺れを観測したと発表した場合 気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波警報を発表した場合	
	2号配備	気象庁が本市で震度5強の揺れを観測したと発表した場合 気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に大津波警報(特別警報)を発表した場合 気象庁が東海地震予知情報を発表(内閣総理大臣が警戒宣言を発令)した場合	全部局
災害対策本部	3号配備	気象庁が本市で震度6弱以上の揺れを観測したと発表した場合	

津波注意報及び東海地震に関連する調査情報(臨時)の内容によっては、市民安全部のみ又は市民安全部と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

第3部 災害応急対策計画

第2章 災害対応組織の設置

第1節 震災発生時の配備指令の発令

本市域に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市長等は配備指令を発令する。

配備指令は、「警戒配備」、「災害対策本部1号配備」、「災害対策本部2号配備」、「災害対策本部3号配備」に区分され、各対策部(部局)はその発令に応じた災害活動組織を設置し、応急対策を実施する。

設置組織	配備指令	基準	配備部局
災害警戒本部	警戒配備	気象庁が本市で震度4の揺れを観測したと発表した場合 気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波注意報を発表した場合 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を発表した場合(2)	全部局(1)
	1号配備	気象庁が本市で震度5弱の揺れを観測したと発表した場合 気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波警報を発表した場合	
	2号配備	気象庁が本市で震度5強の揺れを観測したと発表した場合 気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に大津波警報(特別警報)を発表した場合 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表した場合	全部局
災害対策本部	3号配備	気象庁が本市で震度6弱以上の揺れを観測したと発表した場合	

1 津波注意報及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容によっては、市長室のみ又は市長室と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発報として、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を発表した場合は、災害対策本部体制を維持する。

第2節 災害警戒本部の設置・運営

1 災害警戒本部の設置

(1) 災害警戒本部の設置基準

災害警戒本部は、第1節に定める基準により、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が本部を設置するに至らないときに、必要に応じて設置する。

なお、津波注意報及び**東海地震に関連する調査情報（臨時）**の内容によっては、**市民安全部**のみ又は**市民安全部と関係部局**による情報収集体制とする場合がある。

4 災害警戒本部の廃止

警戒本部長は、次に示す場合は災害警戒本部の規模を縮小又は廃止する。

なお、災害警戒本部を廃止した場合は、上記「2 災害警戒本部の設置通知」に準じて関係者に通知する。

区分	概要
地域観測震度によるもの	被害状況の把握が終了し、警戒対応が概ね完了したと認める場合
津波注意報によるもの	気象庁が、発表中の津波注意報を解除し、市内の警戒対応が概ね完了したと認める場合
東海地震に関する情報によるもの	気象庁が、東海地震に直ちに結びつくものではないと判断した旨の東海地震に関連する調査情報（臨時）を発表した場合 気象庁が、東海地震注意情報の解除を発表した場合

第3節 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、第1節に定める基準により設置する。

3 災害対策本部の廃止

本部長は、次に示す場合は、災害対策本部の規模を縮小又は廃止する。

なお、災害対策本部を廃止した場合は、上記「2 災害対策本部の設置通知」に準じて関係者に通知する。

区分	概要
地域観測震度によるもの	災害応急対策が概ね完了したと認める場合
津波警報によるもの	気象庁が発表中の津波警報を解除し、市内の災害応急対策が概ね完了したと認める場合
東海地震情報によるもの	気象庁が、東海地震予知情報を解除した場合

第2節 災害警戒本部の設置・運営

1 災害警戒本部の設置

(1) 災害警戒本部の設置基準

災害警戒本部は、「第1節 震災発生時の配備指令の発令」に定める基準により、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が本部を設置するに至らないときに、必要に応じて設置する。

なお、津波注意報及び**南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）**の内容によっては、**市長室**のみ又は**市長室と関係部局**による情報収集体制とする場合がある。

4 災害警戒本部の廃止

警戒本部長は、次に示す場合は災害警戒本部の規模を縮小又は廃止する。

なお、災害警戒本部を廃止した場合は、上記「2 災害警戒本部の設置通知」に準じて関係者に通知する。

区分	概要
地域観測震度によるもの	被害状況の把握が終了し、警戒対応が概ね完了したと認める場合
津波注意報によるもの	気象庁が、発表中の津波注意報を解除し、市内の警戒対応が概ね完了したと認める場合
南海トラフ地震に関する情報によるもの	気象庁が、南海トラフ地震関連解説情報において、注意する措置を発表した場合

第3節 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、「第1節 震災発生時の配備指令の発令」に定める基準により設置する。

3 災害対策本部の廃止

本部長は、次に示す場合は、災害対策本部の規模を縮小又は廃止する。

なお、災害対策本部を廃止した場合は、上記「2 災害対策本部の設置通知」に準じて関係者に通知する。

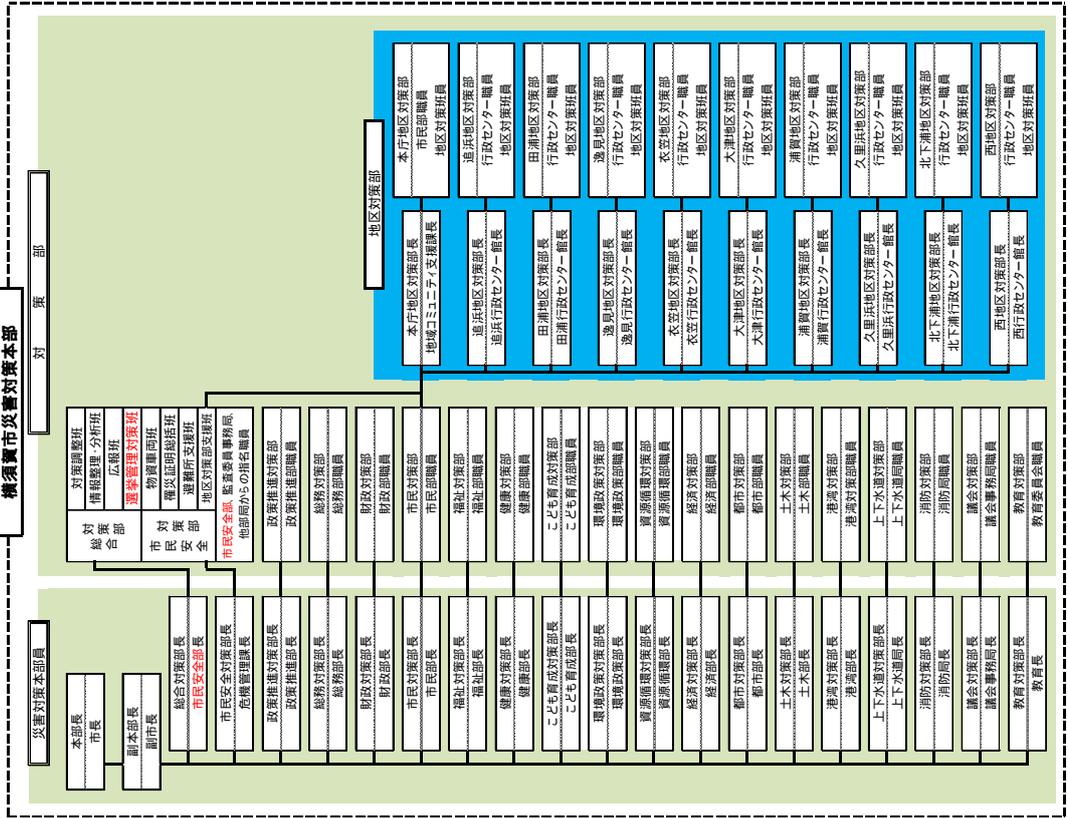
区分	概要
地域観測震度によるもの	災害応急対策が概ね完了したと認める場合
津波警報によるもの	気象庁が発表中の津波警報を解除し、市内の災害応急対策が概ね完了したと認める場合
南海トラフ地震に関する情報によるもの	気象庁が、南海トラフ地震関連解説情報において、避難等の解除、注意する措置の呼びかけを発表した後に、注意する措置の解除を発表した場合

第4節 災害対策本部の組織と運営

1 災害対策本部の組織

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織構成は、災害対策本部会議、対策部、地区対策部に分けられるものとし、それぞれの組織における職員を下図のとおり配置する。



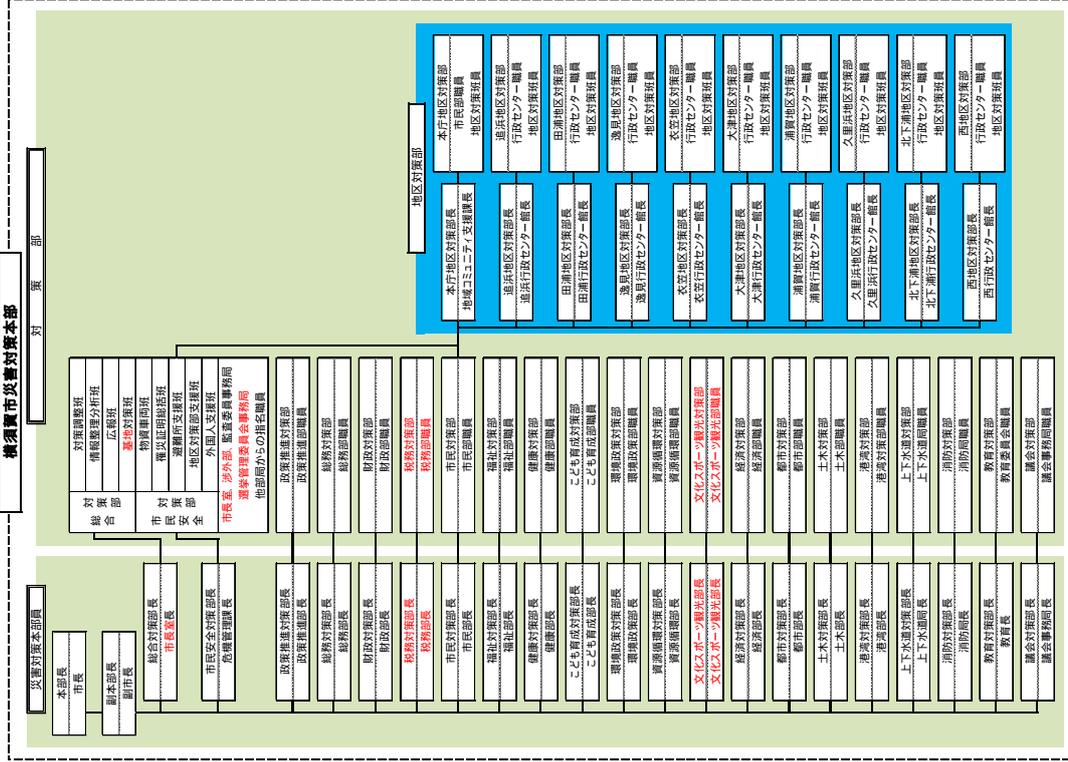
各部に配置されている保健師については、健康対策部に集約配置する。

第4節 災害対策本部の組織と運営

1 災害対策本部の組織

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織構成は、災害対策本部会議、対策部、地区対策部に分けられるものとし、それぞれの組織における職員を下図のとおり配置する。



各部に配置されている保健師については、健康対策部に集約配置する。

2 災害対策本部の運営

(1) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の各対策部における事務分掌は、「横須賀市災害対策本部運営要綱」に定める他、各対策部が定める活動細部計画等による。

対策部名	所掌する事務
総合対策部	1 災害対策本部の運営に関する事
	2 本部長の指示、命令等の伝達に関する事
	3 県及び関係機関との連絡調整に関する事
	4 自衛隊、警察等による救援の要請及び受入れに関する事
	5 災害救助法に基づく事務に係る手続きに関する事
	6 職員への食糧等の支給に関する事
	7 職員の時間外勤務等に関する事
	8 他の公共団体職員の応援要請に関する事
	9 各対策部等との連絡調整に関する事
情報整理・分析班	1 市民からの通報に関する事
	2 被害情報、災害情報等の収集、整理、伝達及び報告に関する事
	3 被害状況等の集計、報告に関する事
広報班	1 災害時における広報に関する事
	2 各対策部との広報内容及び報道内容の調整に関する事
	3 報道機関との連絡に関する事
選挙管理対策班	選挙管理委員会事務局の事務分掌に關連する災害対応業務に関する事
	1 物資などの調達・調整・供給に関する事
	2 車両、資機材などの調達・管理に関する事
罹災証明	1 被害の認定等の総合調整に関する事
	2 罹災証明の発行手続き等の総合調整に関する事
	3 罹災証明の発行手続き等の総合調整に関する事
総括班	1 避難施設の開設に関する事
	2 避難所運営の支援に関する事
	3 避難者の支援に関する事
避難所支援班	1 被害情報等の収集、整理、伝達に関する事
	2 自治会、町内会等との連絡調整に関する事
	3 災害対応、被災者関連業務に関する事
地区対策部支援班	事務分掌規則に定める政策推進部の業務(広報に關するものを除く)に關連する災害対応に関する事
	事務分掌規則に定める総務部の業務に關連する災害対応に関する事
	事務分掌規則に定める総務部の業務に關連する災害対応に関する事
市民対策部	1 事務分掌規則に定める市民部の業務に關連する災害対応に関する事
	2 地区対策部にかかわる市民安全対策部との連携・調整に関する事
福祉対策部	事務分掌規則に定める福祉部の業務に關連する災害対応に関する事
	事務分掌規則に定める健康部の業務に關連する災害対応に関する事
健康対策部	事務分掌規則に定める健康部の業務に關連する災害対応に関する事
	事務分掌規則に定める健康部の業務に關連する災害対応に関する事
こども育成対策部	事務分掌規則に定めるこども育成部の業務に關連する災害対応に関する事
	事務分掌規則に定めるこども育成部の業務に關連する災害対応に関する事
環境政策対策部	事務分掌規則に定める環境政策部の業務に關連する災害対応に関する事
	事務分掌規則に定める環境政策部の業務に關連する災害対応に関する事

2 災害対策本部の運営

(1) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の各対策部における事務分掌は、「横須賀市災害対策本部運営要綱」に定める他、各対策部が定める活動細部計画等による。

対策部名	所掌する事務
総合対策部	1 災害対策本部の運営に関する事
	2 本部長の指示、命令等の伝達に関する事
	3 県及び関係機関との連絡調整に関する事
	4 自衛隊、警察等による救援の要請及び受入れに関する事
	5 災害救助法に基づく事務に係る手続きに関する事
	6 職員への食料等の支給に関する事
	7 職員の時間外勤務等に関する事
	8 他の公共団体職員の応援要請に関する事
	9 各対策部等との連絡調整に関する事
情報整理・分析班	1 市民からの通報に関する事
	2 被害情報、災害情報等の収集、整理、伝達及び報告に関する事
	3 被害状況等の集計、報告に関する事
広報班	1 災害時における広報に関する事
	2 各対策部との広報内容及び報道内容の調整に関する事
	3 報道機関との連絡に関する事
基地対策班	自衛隊と米海軍との連携に関する事
	1 物資などの調達・調整・供給に関する事
	2 車両、資機材などの調達・管理に関する事
罹災証明	1 被害の認定等の総合調整に関する事
	2 罹災証明の発行手続き等の総合調整に関する事
	3 罹災証明の発行手続き等の総合調整に関する事
総括班	1 避難施設の開設に関する事
	2 避難所運営の支援に関する事
	3 避難者の支援に関する事
避難所支援班	1 被害情報等の収集、整理、伝達に関する事
	2 自治会、町内会等との連絡調整に関する事
	3 災害対応、被災者関連業務に関する事
地区対策部支援班	外国人避難者の支援に關する事
	事務分掌規則に定める政策推進部の業務に關連する災害対応に関する事
	事務分掌規則に定める総務部の業務に關連する災害対応に関する事
市民安全対策部	1 事務分掌規則に定める総務部の業務に關連する災害対応に関する事
	2 地区対策部にかかわる市民安全対策部との連携・調整に関する事
福祉対策部	事務分掌規則に定める福祉部の業務に關連する災害対応に関する事
	事務分掌規則に定める健康部の業務に關連する災害対応に関する事
健康対策部	事務分掌規則に定める健康部の業務に關連する災害対応に関する事
	事務分掌規則に定める健康部の業務に關連する災害対応に関する事
こども育成対策部	事務分掌規則に定めるこども育成部の業務に關連する災害対応に関する事
	事務分掌規則に定めるこども育成部の業務に關連する災害対応に関する事
環境政策対策部	事務分掌規則に定める環境政策部の業務に關連する災害対応に関する事
	事務分掌規則に定める環境政策部の業務に關連する災害対応に関する事

改訂前

対策部名	所掌する事務
資源循環対策部	事務分掌規則に定める資源循環部の業務に関連する災害対応に関すること
経済対策部	事務分掌規則に定める経済部の業務に関連する災害対応に関すること
都市対策部	事務分掌規則に定める都市部の業務に関連する災害対応に関すること
土木対策部	事務分掌規則に定める土木部の業務に関連する災害対応に関すること
港湾対策部	事務分掌規則に定める港湾部の業務に関連する災害対応に関すること
上下水道対策部	上下水道局の事務分掌に関連する災害対応業務に関すること
消防対策部	消防局の事務分掌に関連する災害対応業務に関すること
議会対策部	議会事務局の事務分掌に関連する災害対応業務に関すること
教育対策部	1 教育委員会事務局等の事務分掌に関連する災害対応業務に関すること 2 市民安全対策部避難所支援班が行う避難対策への協力・支援に関すること
地区対策部	1 地区の防災活動拠点における災害対応業務の総合調整に関すること 2 事務分掌規則に定める市民部に関連する災害対応業務に関すること

注) 災害発生時は、上記に示した以外の業務や想定を超えた業務量が発生する可能性があり、災害状況や被害発生規模により応援職員が必要となった各対策部は、総合対策部に対し応援要請を行う。
総合対策部は応援要請に基づき、災害対策本部員会議で調整の上、災害対策本部長の指示により応援職員の派遣等や必要な措置を講ずるものとする。

第3章 職員の配備・参集

第2節 職員の参集

勤務時間外において、配備指令発令基準に掲げる各事象が発生した場合は、職員は自らや家族等の安全を確保した後、下表により上司等の指示を待つ事なく指定された配備場所に参加する。

区分	配備指令の内容	概要
市民安全対策部 避難所支援班	災害対策本部 (1～3号配備)の 配備指令	配備体制に基づき、指定された震災時避難所に参集する。 ただし、大津波警報(特別警報) 津波警報、 東海地震注意情報 発表の際は、別途指示に従う。
市民安全対策部 地区対策部支援班	災害対策本部 (1～3号配備)の 配備指令	配備体制に基づき、指定された地区対策拠点(行政センター等)に参集する。 ただし、大津波警報(特別警報) 津波警報、 東海地震注意情報 発表の際は、別途指示に従う。
その他の各対策部(部局)職員	警戒配備以上の 配備指令	各対策部(部局)の配備体制に基づき、指定配備場所、その他各対策部活動細部計画に基づく指定場所に参加する。

改訂後

対策部名	所掌する事務
資源循環対策部	事務分掌規則に定める資源循環部の業務に関連する災害対応に関すること 文化スポーツ観光対策部 文化スポーツ観光部の業務に関連する災害対応に関すること
経済対策部	事務分掌規則に定める経済部の業務に関連する災害対応に関すること
都市対策部	事務分掌規則に定める都市部の業務に関連する災害対応に関すること
土木対策部	事務分掌規則に定める土木部の業務に関連する災害対応に関すること
港湾対策部	事務分掌規則に定める港湾部の業務に関連する災害対応に関すること
上下水道対策部	上下水道局の事務分掌に関連する災害対応業務に関すること
消防対策部	消防局の事務分掌に関連する災害対応業務に関すること
教育対策部	1 教育委員会事務局等の事務分掌に関連する災害対応業務に関すること 2 市民安全対策部避難所支援班が行う避難対策への協力・支援に関すること
議会対策部	議会事務局の事務分掌に関連する災害対応業務に関すること
地区対策部	1 地区の防災活動拠点における災害対応業務の総合調整に関すること 2 事務分掌規則に定める市民部に関連する災害対応業務に関すること

注) 災害発生時は、上記に示した以外の業務や想定を超えた業務量が発生する可能性があり、災害状況や被害発生規模により応援職員が必要となった各対策部は、総合対策部に対し応援要請を行う。
総合対策部は応援要請に基づき、災害対策本部員会議で調整の上、災害対策本部長の指示により応援職員の派遣等や必要な措置を講ずるものとする。

第3章 職員の配備・参集

第2節 職員の参集

勤務時間外において、配備指令発令基準に掲げる各事象が発生した場合は、職員は自らや家族等の安全を確保した後、下表により上司等の指示を待つ事なく指定された配備場所に参加する。

区分	配備指令の内容	概要
市民安全対策部 避難所支援班	災害対策本部 (1～3号配備)の 配備指令	配備体制に基づき、指定された震災時避難所に参集する。 ただし、大津波警報(特別警報) 津波警報、 南海トラフ地震臨時情報 発表の際は、別途指示に従う。
市民安全対策部 地区対策部支援班	災害対策本部 (1～3号配備)の 配備指令	配備体制に基づき、指定された地区対策拠点(行政センター等)に参集する。 ただし、大津波警報(特別警報) 津波警報、 南海トラフ地震臨時情報 発表の際は、別途指示に従う。
その他の各対策部(部局)職員	警戒配備以上の 配備指令	各対策部(部局)の配備体制に基づき、指定配備場所、その他各対策部活動細部計画に基づく指定場所に参加する。

改訂前

第3節 参集・配備の手順及び留意事項等

職員の配備・参集については、第1節及び第2節によるほか、その手順及び留意事項等を次に示す。

項目	概要
勤務時間内における地震情報等の覚知及び配備	<p>市民安全部は、県防災行政通信網、テレビ、ラジオ等により地域の観測震度、津波警報・注意報及び東海地震関連情報など情報の発表を覚知する。</p> <p>職員は、総合対策部(市民安全部)による緊急情報メールや庁内放送等による配備指令を確認後、各対策部長(部局長)等の指示により配備に就く。</p> <p>状況により市民安全部又は関連部局のみで警戒配備を敷く場合は、庁内放送や緊急情報メール等でその旨の通知をする。</p> <p>職員は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、緊急情報メールなどに、地域の観測震度、津波警報・注意報及び東海地震関連情報など情報の発表を覚知する。</p> <p>「第1節 職員の配備体制」に定める配備基準の事例は、各対策部の配備体制に基づき、あらかじめ指定された配備場所に参集し配備に就く。</p> <p>ただし、大津波警報(特別警報)又は津波警報が発表された場合は、安全確保のため、配備の一時見合わせなどの措置が取られるので注意する。</p> <p>状況により市民安全部もしくは関連部局のみで警戒配備を実施する場合は、緊急情報メール等でその旨の通知をする。</p>
勤務時間外における地震情報等の覚知及び参集・配備	<p>「第1節 職員の配備体制」に定める配備基準の事例は、各対策部の配備体制に基づき、あらかじめ指定された配備場所に参集し配備に就く。</p> <p>ただし、大津波警報(特別警報)又は津波警報が発表された場合は、安全確保のため、配備の一時見合わせなどの措置が取られるので注意する。</p> <p>状況により市民安全部もしくは関連部局のみで警戒配備を実施する場合は、緊急情報メール等でその旨の通知をする。</p>

改訂後

第3節 参集・配備の手順及び留意事項等

職員の配備・参集については、「第1節 職員の配備」及び「第2節 職員の参集」によるほか、その手順及び留意事項等を次に示す。

項目	概要
勤務時間内における地震情報等の覚知及び配備	<p>市長室は、県防災行政通信網、テレビ、ラジオ等により地域の観測震度、津波警報・注意報及び南海トラフ地震臨時情報など情報の発表を覚知する。</p> <p>職員は、総合対策部(市長室)による緊急情報メールや庁内放送等による配備指令を確認後、各対策部長(部局長)等の指示により配備に就く。</p> <p>状況により市長室又は関連部局のみで警戒配備を敷く場合は、庁内放送や緊急情報メール等でその旨の通知をする。</p> <p>職員は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、緊急情報メールなどに、地域の観測震度、津波警報・注意報及び南海トラフ地震臨時情報など情報の発表を覚知する。</p> <p>「第1節 職員の配備体制」に定める配備基準の事例は、各対策部の配備体制に基づき、あらかじめ指定された配備場所に参集し配備に就く。</p> <p>ただし、大津波警報(特別警報)又は津波警報が発表された場合は、安全確保のため、配備の一時見合わせなどの措置が取られるので注意する。</p> <p>状況により市長室もしくは関連部局のみで警戒配備を実施する場合は、緊急情報メール等でその旨の通知をする。</p>
勤務時間外における地震情報等の覚知及び参集・配備	<p>「第1節 職員の配備体制」に定める配備基準の事例は、各対策部の配備体制に基づき、あらかじめ指定された配備場所に参集し配備に就く。</p> <p>ただし、大津波警報(特別警報)又は津波警報が発表された場合は、安全確保のため、配備の一時見合わせなどの措置が取られるので注意する。</p> <p>状況により市長室もしくは関連部局のみで警戒配備を実施する場合は、緊急情報メール等でその旨の通知をする。</p>

第8章 保健衛生・防疫対策

第5節 ペット対策

1 動物の保護

健康対策部は、被災現場に放置されたままの動物や飼い主の不明な動物が多数発生することが予想されることから、獣医師会等関係団体や動物愛護ボランティア等と協力し、適切な動物の保護を行う。

なお、ペットの震災時避難所での受け入れについては、**運営委員会の判断**による。

2 避難所における適正な飼育

震災時避難所においては、獣医師会等関係団体の協力体制のもと、飼い主とともに避難した動物について、飼育状況の把握、適正飼育、環境衛生に対する**指導**等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

項目	概要
避難所における飼育の原則	運営委員会は、避難所での多種多様な価値観を持つ人の共同生活を円滑に実施するため、人とペットの居住区の区分けなど 管理方針を作成する 。 飼い主は、他の被災者の理解のもと、給餌、排泄物の清掃等の全責任を持つことを原則とする。
ペットの把握	運営委員会は、避難所でのペットの適正管理を図るため、次に挙げる事項を飼い主から届け出てもらおう。 飼育者の氏名と住所 動物の種類と数 動物の特徴(性別・体格・毛色等)
飼育場所の指定	運営委員会は、避難所では様々な価値観を持つ人、アレルギー体質を持つ人が共同生活を営むことを鑑み、避難所における適切な飼育場所の指定を行う。
物資等の提供	健康対策部は、必要に応じて次に挙げる提供を行う。 動物用物資の配布(食料、生活必需品) 動物の負傷や病気に対する診断、治療 動物に関する相談(一時預かり、飼育相談等)
保護施設等への受入調整	健康対策部は、獣医師会等関係団体の協力のもと、必要に応じて、避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。

第8章 保健衛生・防疫対策

第5節 ペット対策

1 動物の保護

健康対策部は、被災現場に放置されたままの動物や飼い主の不明な動物が多数発生することが予想されることから、獣医師会等関係団体や動物愛護ボランティア等と協力し、適切な動物の保護を行う。

なお、ペットの震災時避難所での受け入れは、**ペットの放浪・逸走、動物由来感染症の予防、被災者の心のケア、動物愛護の観点から、同行避難を原則とする**。

2 避難所における適正な飼育

震災時避難所においては、獣医師会等関係団体の協力体制のもと、飼い主とともに避難した動物について、飼育状況の把握、適正飼育、環境衛生に対する**管理**等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

項目	概要
避難所における飼育の原則	運営委員会は、避難所での多種多様な価値観を持つ人の共同生活を円滑に実施するため、人とペットの居住区の区分けなど、 震災時避難所運営マニュアルに沿った管理を行う 。 飼い主は、他の被災者の理解のもと、給餌、排泄物の清掃等の全責任を持つことを原則とする。
ペットの把握	運営委員会は、避難所でのペットの適正管理を図るため、次に挙げる事項を飼い主から届け出てもらおう。 飼育者の氏名と住所 動物の種類と数 動物の特徴(性別・体格・毛色等)
飼育場所の指定	運営委員会は、避難所では様々な価値観を持つ人、アレルギー体質を持つ人が共同生活を営むことを鑑み、避難所における適切な飼育場所の指定を行う。
物資等の提供	健康対策部は、必要に応じて次に挙げる提供を行う。 支援物資として本市に送られた動物用物資の配布(食料、生活必需品) 動物の負傷や病気に対する診断、治療を 獣医師会等の協力を得ながら行う 。 動物に関する相談(一時預かり、飼育相談等)
保護施設等への受入調整	健康対策部は、獣医師会等関係団体の協力のもと、必要に応じて、避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。

第20章 応援及び派遣の要請

第4節 自衛隊の派遣要請

3 自衛隊派遣部隊の受入れ体制

(2) 活動拠点等の提供

派遣要請と同時に、本計画第2部第5章第2節に計画する活動拠点及びヘリポートを自衛隊へ提供する。

なお、海上から自衛隊船舶による活動が実施される場合には、港湾対策部において使用する岸壁を調整する。

第20章 応援及び派遣の要請

第4節 自衛隊の派遣要請

3 自衛隊派遣部隊の受入れ体制

(2) 活動拠点等の提供

派遣要請と同時に、「第2部第5章第2節 応援部隊の活動拠点等の整備」に計画する活動拠点及びヘリポートを自衛隊へ提供する。なお、自衛隊施設の被災により活動拠点として耐えがたい場合は、別途指定する公共空地を提供するものとする。

また、海上から自衛隊船舶による活動が実施される場合には、港湾対策部において使用する岸壁を調整した上、「第2部第8章第1節 緊急輸送体制の整備」に計画する受入れ港を提供する。

第5部は「東海地震事前対策計画」から 「南海トラフ地震防災対策推進計画」に差し替え

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、本市が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されたことを受け、法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 地域指定

本市は、法第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域及び法第10条第1項の規定に基づく南海トラフ地震津波避難特別強化地域に指定されている。県内では、南海トラフ地震防災対策推進地域に27市町が、南海トラフ地震津波避難特別強化地域に13市町が指定されている。

・南海トラフ地震防災対策推進地域
横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡中井町、同郡大井町、同郡松田町、同郡山北町、同郡開成町、足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町

・南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域
横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄下郡真鶴町、同郡湯河原町

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1部第5章第2節 防災関係機関等の業務の大綱」を準用する。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材・人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の資機材、物資（以下「物資等」という。）の確保については、「第3部第9章 食料・生活関連物資等の供給」及び「第3部第10章 飲料水等の供給」を準用する。

2 人員の配置

人員の配置については、「第3部第3章第1節 職員の配備」を準用する。

3 防災関係機関の災害応急対策等に必要な物資等及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、横須賀市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な物資等について計画的に点検、整備、配備等を行う。

なお、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2節 他機関に対する応援要請

他機関に対する応援要請は、「第3部第20章 応援及び派遣の要請」を準用する。

第3節 帰宅困難者への対応

帰宅困難者への対応については、「第3部第5章第6節 帰宅困難者等への対応」を準用する。

第4節 事業者等の防災対策

事業者等の防災対策については、「第2部第11章第2節 事業者の防災活動の促進」を準用する。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

津波からの防護については、「第2部第12章第3節 地域等における津波対策の推進」及び「第3部第26章第3節 津波発生時の対策」を準用する。

第2節 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達等については、「第2部第12章第1節 津波対策の推進」及び「第3部第26章第2節 津波警報等の収集・伝達」を準用する。

第3節 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令基準については、「第3部第5章第2節 避難の勧告及び指示の発令」を準用する。

第4節 避難対策等

避難対策等については、「第2部第12章第3節 地域等における津波対策の推進」、「第3部第5章 避難対策」及び「第3部第26章第3節 津波発生時の対策」を準用する。

第5節 消防機関等の活動

津波からの円滑な避難の確保に係る消防機関等の活動については、「第3部第5章 避難対策」を準用する。

第6節 水道、電気、ガス、通信

津波からの円滑な避難を確保するため、ライフライン被害の軽減及び発災時の二次災害の発生防止に係る上下水道、電気、ガス、通信関係機関の活動については、「第2部第1章第3節 ライフライン施設の強化」及び「第3部第18章 ライフライン施設対策」を準用する。

第7節 交通

1 道路

津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難については、「第3部第12章 緊急輸送・交通規制対策」を準用する。

2 海上

津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶の退避等については、「第3部第26章第3節 津波発生時の対策」を準用する。

3 鉄道

災害発生時の運行規制その他乗客や駅滞在者等に対する措置については、「第3部第19章 鉄道施設対策」を準用する。

第8節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

市が自ら管理等を行う施設等に関する対策については、「第3部第17章 公共施設対策」を準用する。

第9節 迅速な救助

迅速な救助については、「第3部第6章第3節 救助活動」を準用する。

第4章 南海トラフ地震に関連する情報

第1節 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、南海トラフ地震に関する各種観測データの監視を行っており、異常現象を検知した場合は、次の南海トラフ地震に関連する情報を発表する。

南海トラフ地震に関連する情報	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を発表する場合

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件・情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 監視領域内（ 1 ）でマグニチュード 6.8 以上（ 2 ）の地震（ 3 ）が発生 1 力以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりに発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（ 4 ）8.0 以上の地震が発生したと評価した場合

キーワード	各キーワードを付記する条件
巨大地震注意	監視領域内 1 において、モーメントマグニチュード（ 4 ）7.0 以上の地震（ 3 ）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりに発生したと評価した場合 （巨大地震警戒）（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
調査終了	

- 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲
- モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する
- 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く
- 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第5章 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、各部局は平常時の業務・活動を維持しつつ、事態の推移に伴い必要な対応が行える体制をとる。また、市長室職員は、必要な情報収集を行う。

なお、気象庁が巨大地震警戒及び巨大地震注意のいずれにも該当しないと判断し、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合は、各部局は平常時の体制に戻る。

第6章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

（1）災害対策本部の設置

市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、「第3部第2章第3節 災害対策本部の設置」に基づき、災害対策本部を設置して、必要な対応にあたる。

（2）災害対策本部の配備体制

種 別	配 備 体 制
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	災害対策本部2号配備

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知については、「第3部第4章第5節 市民への情報伝達」、「第6節 報道機関への情報提供」を準用する。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等については、「第3部第4章第1節 情報受伝達等にかかるとる基本方針」から「第4節 災害情報の収集および報告等」までを準用する。

第4節 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、最初の地震の発生から1週間を基本に、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過までの間、後発地震に対して注意する措置をとる。

第5節 避難対策等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における避難対策等については、「第3部第5章 避難対策」を準用する。

第6節 消防機関等の活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における消防機関等の活動については、「第3部第5章 避難対策」、「第6章 消防・救急対策」を準用する。

第7節 警備対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における警備対策については、「第3部第21章 災害警備対策」を準用する。

第8節 水道、電気、ガス、通信

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における上下水道、電気、ガス、通信関係機関の活動については、「第3部第18章 ライフライン施設対策」を準用する。

第9節 交通

1 道路

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における交通規制、避難については、「第3部第12章 緊急輸送・交通規制対策」を準用する。

2 海上

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策については、「第3部第26章第3節 津波発生時の対策」を準用する。

3 鉄道

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における運行規制その他乗客や駅滞在者に対する措置については、「第3部第19章 鉄道施設対策」を準用する。

第10節 市が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における市が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策については、「第3部第17章 公共施設対策」を準用する。

第11節 滞留旅客等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等に対する措置については、「第3部第5章第6節 帰宅困難者等への対応」を準用する。

第7章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等

（1）災害警戒本部の設置

市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは、「第3部第2章第2節 災害警戒本部の設置・運営」に基づき、災害警戒本部を設置し情報収集及び連絡調整にあたる。

なお、気象庁が南海トラフ地震に関連する情報を発表した際の情報の収集と伝達については、「第3部第4章第1節 情報受伝達等にかかる基本方針」から「第4節 災害情報の収集および報告等」までを準用する。

（2）災害警戒本部の配備体制

種別	配備体制
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	全部局

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時においては、その内容によって、市長室のみ又は市長室と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

（3）災害警戒本部の廃止

気象庁が、南海トラフ地震関連解説情報において、注意する措置の解除を発表した場合、災害警戒本部を廃止する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知については、「第3部第4章第5節 市民への情報伝達」、「第6節 報道機関への情報提供」を準用する。

第3節 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時においては、最初の地震発生から1週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度）を基本に、後発地震に対して注意する措置をとる。

第4節 市の取るべき措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけると共に、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第8章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1節 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

建築物、構造物等の耐震化・不燃化については、「第2部第1章第4節 建築物の防火の推進」を準用する。

第2節 避難場所の整備

避難場所の整備については、「第2部第3章 避難所・避難地の整備」を準用する。

第3節 避難経路の整備

避難経路の整備については、「第2部第1章第2節 都市施設等の防災化の推進」を準用する。

第4節 土砂災害防止施設

土砂災害防止施設については、「第2部第1章第5節 地盤災害の防止」を準用する。

第5節 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設については、「第2部第2章第1節 消防力の整備・強化」を準用する。

第6節 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備については、「第2部第1章第2節 都市施設等の防災化の推進」及び「第8章第1節 緊急輸送体制の整備」を準用する。

第7節 通信施設の整備

通信施設の整備については、「第2部第2章第2節 情報通信網の整備」を準用する。

第9章 防災訓練計画

第1節 防災訓練に関する事項

地震防災対策の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との連携体制の強化を目的として市及び防災関係機関が実施する防災訓練については、「第2部第10章第3節 防災訓練等の実施」を準用する。

第10章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1節 地震防災上必要な教育及び広報

地震防災上必要な教育及び広報については、「第2部第10章第1節 防災意識の普及啓発」を準用する。